

和歌山市ひきこもり支援ステーション事業委託業務仕様書（案）

1 委託業務名

和歌山市ひきこもり支援ステーション事業

2 目的

この事業は、多様化するひきこもり状態にある本人や家族等からの相談に電話、来所、訪問（アウトリーチ）等により応じて適切な支援を行うとともに、居場所づくりや地域における関係機関とのネットワーク構築等の拠点的役割を担うことを通じて、ひきこもり状態にある本人が自身の意思で今後の生き方や社会との関わり方を決める（自律する）ことを目的とする。

3 委託契約の期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

4 委託金の額

委託金の額は、 円とする。

5 事業の対象者

和歌山市に在住のひきこもりの状態にある本人及び家族（以下「対象者」という。）

なお、ひきこもりの状態にある本人とは、社会的に孤立し、孤独を感じている状態にある人や、様々な生きづらさを抱えている状態の人であり、その状態にある期間は不問とする。

6 委託業務の内容

（1）相談支援事業

週5日 9時00分から17時00分（祝日を除く）

ひきこもり状態にある本人を「人として尊厳ある存在」と認識し、対象者と一緒に考えるプロセスを歩みながら、相談内容等に応じたオーダーメイド型の伴走型支援を展開する。支援の目指す姿はひきこもり状態にある本人の自律とし、医療・保健・福祉・教育・就労支援等の関係機関との連携し、多角的かつ継続的な支援を実施する。対象者への具体的な支援方法としては、電話や来所等による相談に応じ、適切な助言を行うとともに、必要に応じて主体的に訪問（アウトリーチ）支援を行う。

また、リーフレットやホームページの作成等により、相談窓口や相談支援等に関する周知・広報を行うものとする。

（2）居場所づくり事業

月12日以上開設 10時00分から15時00分（祝日を除く）

ひきこもり状態にある本人が、社会参加をするための第一歩となる居場所づくりを行う。居場所には、同様の状態にある者等が集まり、各々の状態を他者との関係の中で把握し、自己肯定感を高めること、居住する家から外出するきっかけとなることなど、多様な役割がある。形態については、空き屋等を借り上げた常設の居場所や公共施設の一室を一時的に借り上げて実施する居場所など、本市の実情に応じたものとする。

なお、ひきこもり状態にある者が抱える背景や事情は様々であるため、各人が参加しやすいものとなるよう、多様な居場所づくりに配慮すること。

(3) 連絡会議・ネットワークづくり事業

対象者の抱える様々な背景や事情に応じて、多様な支援の選択肢を用意できるよう、地域の多様な関係機関で構成される「和歌山市ひきこもり支援プラットフォーム連絡会議」等を年1回以上企画・運営・開催し、ネットワークづくりに努める。

ネットワークづくりにおいては、医療、保健、福祉、教育、就労支援等の多様な社会資源の参画を促し、定期的に情報交換を行うこと等により恒常的な連携を確保することで、様々な意見を踏まえてひきこもり支援を実施できる環境を整えるものとする。

また和歌山県ひきこもり地域支援センターと連携を図り、本市の重層的支援体制整備事業にも積極的に関与すること。

(4) 当事者・家族等への支援事業

当事者同士、家族同士が集まって経験や悩みを共有し合い、不安な気持ちを解消できる場を設け、その活動への支援や相談対応を行うとともに、対象者への情報発信を行う。

7 人員配置

対象者が抱える様々な事情に対して、専門的な観点から対応できるよう、ひきこもり支援コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を常勤1名以上配置すること。

コーディネーターの配置においては、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、公認心理士、臨床心理士等の資格を有する者、又は、これらの有資格者と同等の相談業務等を行うことができる者とする。

なお、年度の初めには、事業実施主体・事業実施施設の概要及び人員配置報告書（別記様式第1号）を提出すること。

8 利用料

本事業の実施にあたり、相談者からの利用料を求めてはならない。ただし、利用者が負担すべき実費相当分はこの限りではない。

9 実施報告、事業完了報告

本契約書第11条に定める方式は、別記様式第2号とする。また、第13条に定める事業完了報告書及び対象経費報告書については、それぞれ別記様式第3号及び4号とする。

10 記録の整備

事業の運営に係る従事者、従事者の出勤簿、会計等の帳簿、対象者からの相談受付、相談支援等に関する諸記録を整備し、5年間保存すること。また、これらの関係書類については施錠可能なキャビネット等に格納すること。

1.1 その他

本仕様書の内容、関連法令、国が定める「ひきこもり支援推進事業実施要領（ひきこもり支援ステーション事業）」を遵守し、今後国が発出するひきこもり支援に関する各種通知等を参考し、誠実に業務を行うこと。

また受諾者は、地域の必要性を鑑み、委託者と協議し協力しながら事業を行うこと。